

◎会場  
鏡石町勤労青少年ホーム

◎受付時間  
午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時

月日	曜日	行政区	月日	曜日	行政区
2月9日	木	公的年金のみ	2月27日	月	1区・2区・3区・4区
2月10日	金	公的年金のみ	2月28日	火	1区・2区・3区・4区
2月11日	土	建国記念の日	2月29日	水	1区・2区・3区・4区
2月12日	日		3月1日	木	鏡田・高久田
2月13日	月	仁井田・さかい	3月2日	金	鏡田・高久田
2月14日	火	仁井田・さかい	3月3日	土	
2月15日	水	久来石・笠石・旭町	3月4日	日	
2月16日	木	久来石・笠石・旭町	3月5日	月	鏡田・高久田
2月17日	金	久来石・笠石・旭町	3月6日	火	鏡田・高久田
2月18日	土		3月7日	水	鏡田・高久田
2月19日	日		3月8日	木	成田・豊郷
2月20日	月	久来石・笠石・旭町	3月9日	金	成田・豊郷
2月21日	火	久来石・笠石・旭町	3月10日	土	
2月22日	水	1区・2区・3区・4区	3月11日	日	
2月23日	木	1区・2区・3区・4区	3月12日	月	成田・豊郷
2月24日	金	1区・2区・3区・4区	3月13日	火	成田・豊郷
2月25日	土		3月14日	水	予備日
2月26日	日		3月15日	木	予備日

◎問い合わせ先  
税務町民課 ☎62-2114  
申告会場 ☎62-1240

●雑損控除の場合は、被害を受けた資産等の取得時期、取得価額、面積等また、修繕費用、取り壊し費用、除去費用のわかるもの(領収書)、また、受け取った保険金等の金額のわかる書類及び市町村交付の「り災証明書」・所得税の還付や納税の際に口座振替をご利用される方は、銀行名や口座番号の分かるもの(通帳など)と銀行印

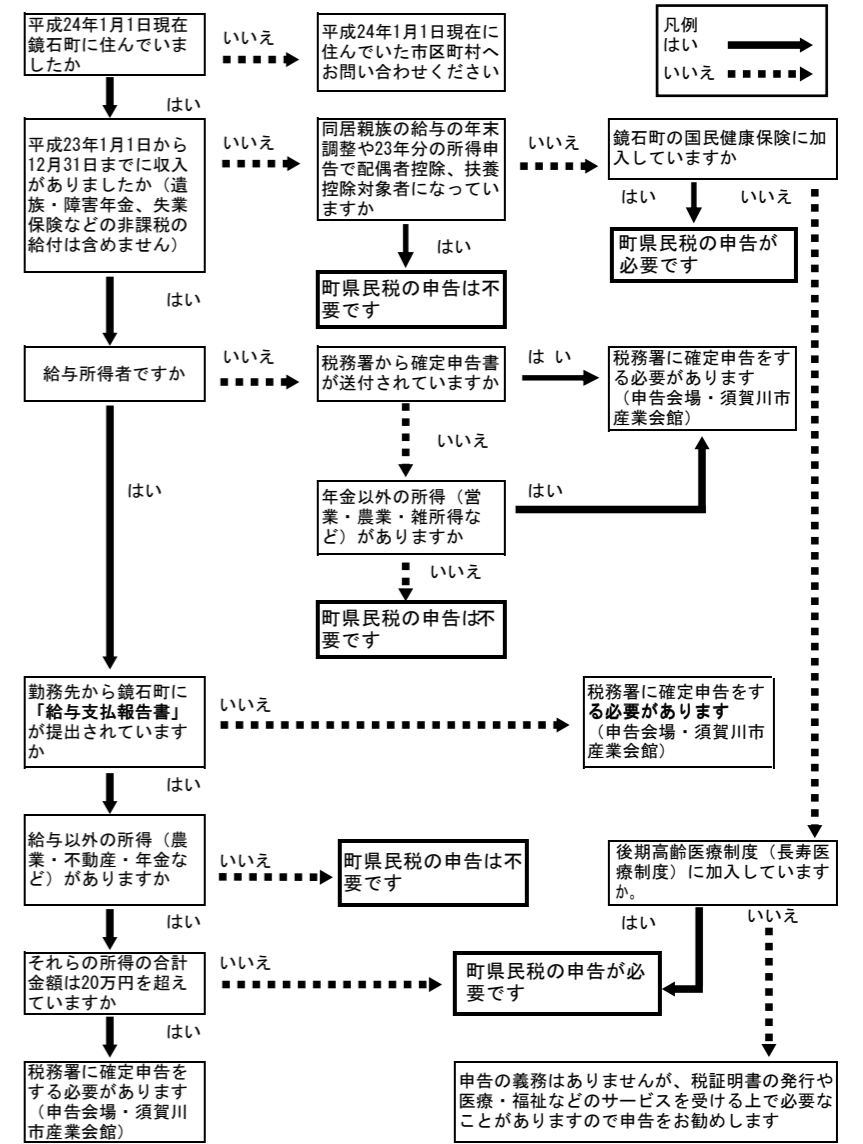


# 所得申告をお忘れなく



町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月9日(木)から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成23年1月から12月までの所得を申告していただくもので、この内容が平成24年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。申告期限が間近になりますと、混雑が予想されますので、申告相談の際は時間に余裕をもってご来場ください。

## 申告相談の判断の基準



## 申告の必要な方

町県民税の申告をしなければならぬ方は、次のいずれかに該当する方です。

- 平成24年1月1日現在、鏡石町に住所があり、平成23年中に何らかの所得があった方。ただし、所得がなかった方でも国民健康保険に加入している方や、

## 申告の必要がない方

次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出される方。
- 給与所得のほかに収入がなく、勤務先または給与支払者から町に給与支払報告書を提出済みの方。ただし、新たに控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)を受けようとするときは、税務署へ確定申告書を提出した場合を除き、申告が必要です。
- 平成23年中に所得がなく鏡石

## 申告相談に必要なもの

町内居住の家族の扶養になっている方。

- 印鑑
- 平成23年中の収入や支出などがわかる帳簿類、通帳、出荷伝票、領収書など
- 給与や年金所得のある方は平成23年分の源泉徴収票
- 平成23年中に支払った国民健康保険料、国民年金と国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの領収書
- 生命保険料、個人年金保険

## 子ども手当を受給している方などは申告が必要です。

●鏡石町に居住していないご家族の扶養になっている方。

●給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方。

●給与所得だけの方でも、1月31日までに勤務先から鏡石町に「給与支払報告書」の提出がな

## 平成23年の中途で退職された方。

●生命保険契約に基づく年金や一時金、または生命保険または損害保険契約に基づく満期返戻金の収入があった方。

●平成23年中に土地や建物などの譲渡所得があった方。

## 須賀川税務署からのお知らせ

須賀川税務署では、平成23年分の確定申告書作成会場を2月1日(水)から3月15日(木)まで、須賀川市産業会館に設置します。

開設時間は、午前9時から午後4時(会場の都合上、受付は、午後3時30分まで)までです。

会場では、パソコンを活用した「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」による申告指導を行っております。

なお、会場は大変混雑しますので、次による提出方法が大変便利です。

- ① 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した電子申告(e-Tax)
  - ② 同コーナーを利用して申告書を作成・印刷の上、税務署へ郵送提出
- なお、同コーナーは自動計算機能がありますので、とても便利です。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)または須賀川税務署にご確認ください。

## 所得税の還付申告

確定申告をする必要のない給与所得者でも次のような場合には、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- 入院など多額の医療費を支払った場合
- 災害(震災被害)や盗難にあった場合
- 年の途中で退職し、再就職していない場合などです。

## 土地や建物を売ったとき

平成23年中に土地や建物を売ったときの利益には、譲渡所得として税金がかかります。譲渡所得については特例が設けられていますが、特例の適用を受けるには様々な要件がありますので注意が必要です。譲渡所得についても、他の所得と一緒に確定申告を行うこととなります。

◎問い合わせ先  
須賀川税務署 ☎75-2194  
※音声案内で「2」番を選択してください。